

令和6年度相模原城山高等学校不祥事ゼロプログラム

相模原城山高等学校では、「教育委員会不祥事ゼロプログラム作成方針」に基づき、不祥事の未然防止を図るため、次のとおり「相模原城山高等学校不祥事ゼロプログラム」（以下、「不祥事ゼロプログラム」という。）を定める。

1 実施責任者

不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、不祥事防止会議がこれを補佐する。

2 取組課題

- (1) 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）
- (2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止
- (3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止
- (4) 体罰、不適切な指導の防止
- (5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止
- (6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策
- (7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
- (8) 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）
- (9) 財務事務等の適正執行

3 目標及び行動計画

- (1) 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

【目標】 法令遵守の意識を向上させ、公務外の非行を防止する。また、新規採用職員及び臨時的任用職員・会計年度任用職員への指導を徹底する。

【行動計画】 ①事故・不祥事防止研修会を実施し、公務内外問わず、常に公務員としての自覚と倫理意識を持ち行動するよう意識啓発を行う。（8月、12月、2月）

②職員間のコミュニケーションを大切にし、健康第一で、風通しの良い生き生きとした職場づくりを推進する。

- (2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

【目標】 職員同士が互いにしっかりとコミュニケーションをとり、円滑な人間関係を築き、良好な職場環境をつくる。

【行動計画】 ①事故・不祥事防止研修会を実施し、職場におけるハラスメント防止について周知・啓発を行う。（1月）

②職員がその能力を十分に発揮し、いきいきと働けるハラスメントのない職場づくりを推進する。

- (3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

【目標】 職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識と高い倫理感を持って取り組み、決められたルールを遵守し、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為のゼロを目標とする。

【行動計画】 ①事故・不祥事防止研修会を実施し、具体的事例を示して職員に当事者意識を持たせるとともに、生徒の連絡先の適正な取得・管理方法等について、ルールを周知しすべての教職員で遵守徹底する。（5月）

②携帯電話・電子メール・SNSの適切な使用について、職員間だけでなく生徒に対しても意識啓発を行い、生徒とのSNS等の不適切な利用禁止を徹底する。（4月）

(4) 体罰、不適切な指導の防止

【目標】 生徒に対する体罰及び暴言・威迫・無視等の不適切な行為は決して許されない行為であり、生活指導や部活動において、体罰等を認めない学校風土づくりに努める。

【行動計画】 ①事故・不祥事防止研修会を実施し、生徒の人権を尊重した指導及び教員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める。(7月)
②相手の立場に立った言動を心がけ、指導する際は、必ず複数態勢で臨み、生徒理解に基づく体罰によらない指導を徹底する。(4月・7月)

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

【目標】 マニュアルに基づき、点検を確実に行之、入学者選抜、成績処理及び進路に係る事故を防止する。

【行動計画】 ①事故・不祥事防止研修会を実施しマニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底を図るとともに職員同士の相互チェック機能の強化に組織的に取り組む。(6月・12月・1月)
②調査書等の進路関係書類の作成を計画的に行い、速やかに発行する体制をつくとともに、2人以上複数回の点検を行い事故防止に努める。

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策(パスワードの設定、誤廃棄防止)

【目標】 個人情報の適正管理により、流失事故・誤廃棄を未然に防止する。

【行動計画】 ①教務手帳の持ち出し禁止及び保管、個人情報の持ち出しは原則禁止とし、個人情報を持ち出す場合には許可手続きを取る、パスワードの設定等を周知徹底し、実施することを不祥事防止研修会で周知徹底する。(4月・9月)
②学校では日常的に様々な形態で個人情報を扱っていることを改めて教職員に意識させ、ルールを確認し、個人情報の紛失・誤廃棄、誤配付・誤送信などの事案の未然防止に努める。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

【目標】 交通ルール・マナーを遵守し、違反者を出さない。

【行動計画】 ①事故・不祥事防止研修会で、交通事故及び、それに係る懲戒処分事例を示し、理解を深める。(11月)
②運転に際しては日頃から時間と気持ちに余裕を持つこと、酒酔い・酒気帯び運転は絶対にしないこと、酒酔い運転の車に乗車しないことを周知徹底する。

(8) 業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)

【目標】 業務執行上の事故を未然に防止する。

【行動計画】 ①事故・不祥事防止研修会で、一人ひとりが、事故不祥事の危険を意識し、業務執行体制を絶えず見直し、2人以上複数回の点検を行う等の確認を行う。(3月)
②チェック体制、協力体制などを話合える風通しの良い職場づくりを推進する。

(9) 財務事務等の適正執行

【目標】 私費・県費の会計処理をルールに則り適正に執行する。

【行動計画】 ①事故・不祥事防止研修会を実施し、「神奈川県財務規則」「私費会計基準」に則った適正な会計処理を徹底する。(5月・10月)
②私費の執行にかかる業務は、必ずその都度複数態勢で点検を行う。

4 検証

- (1) 11月に実施状況を確認し、行動計画を修正する必要がある場合は必要な修正を行う。
- (2) 年度末に各グループ・各年次による検証、全職員による検証結果を踏まえ、事故防止会議で最終検証を行い、次年度のゼロプログラムを策定する。